※受付番号

写真
（3.0×2.5cm）
（6ヶ月以内撮影）
1枚を添付(貼り付けないで)ください。

車両系建設機械運転技能講習受講申込書
（整地・運搬・積込み用及び掘削用）

フリガナ		旧姓・通称併記希望	フリガナ				
氏　　名		有・無	旧姓・通称 併記希望者のみ				
生年月日	年　月　日	電話	－　　－				
住　　所	〒　　－						
講習の一部免除資格の有無 （該当番号を○で囲み、資格証のコピーを添付して下さい。）	1	建設機械施工管理技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で第二次検定においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはシヨベル系建設機械操作施工法を選択しなかつた者又は2級の技術検定で第4種から第6種に該当するものに合格した者	受講料	44,000円	テキスト代	会員 0円 非会員 1,925円	
	2	大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許を有する者		46,200円			
	3	大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有し、かつ、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械、解体用)運転特別教育又は不整地運搬車特別教育修了後、その運転の業務に3ヵ月以上従事した経験を有する者					
	4	不整地運搬車運転技能講習を修了した者					
	5	車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者		33,000円			
受講資格要件の作業経験年数 （上記資格要件３）	年　月より　年　月まで（　年　ヶ月）						
所属 事業所名		電話					
		FAX					
所在地	〒　　－	建災防山口県支部	会員 ・ 非会員				
事業主証明又は所属長証明 ※事業主本人が受講の場合元請又は同業者による証明	上記の作業経験に相違ないことを証明します。 事業所名 事業所所在地 役職名・代表者氏名　　印						
備　考	本人確認書類の写し及び資格を有することを証する書面の写しを添付してください。	※資格確認印	受付担当	実施管理者			

年　　月　　日

建設業労働災害防止協会山口県支部長　殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

上記記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても、異議申立てはいたしません。

申込者 （受講者本人）	

（注）

1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確（戸籍に記載されている文字）に記入して下さい。 記載事項を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き訂正してください。修正テープ等は使用できません。
 作業経験の訂正は、証明印による訂正印を押してください。
 記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
2. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面（自動車運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）の写しを貼付ください。【本人の顔写真のある公的なものを原則とします】修了証へ旧姓の併記を希望される場合は、戸籍謄本又は抄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の公的書面が必要になります。
3. **遅刻者は受講できません。その際テキストは送付しません。早退者は再受講が必要です。**
4. 講習日の4営業日前までに受講取消し等の連絡があった場合を除き、受講料は返却いたしません。
5. 写真（3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やサングラス等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入）1葉を添付してください。貼り付けないでください。
6. ※印の欄は記入しないでください。

2026年7月29日改訂

必要な作業

機体重量が3t以上の整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 （安衛法第61条第1項、安衛令第20条第12号）

講習科目の範囲及び時間

（学科）

講　習　科　目	範　　囲	講習時間
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	4時間
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の種類及び用途　作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)による一般的作業方法	5時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転に必要な力学及び土質工学土木施工の方法	3時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間

（実技）

講　習　科　目	範　　囲	講習時間
走行の操作	基本操作　定められたコースによる基本走行及び応用走行	20時間
作業のための装置の操作	基本操作　定められた方法による基本施工及び応用施工	5時間

講習科目の受講の一部免除

区分	受講の免除を受けることができる者	受講免除科目
1	建設機械施工管理技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で第二次検定においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつた者又は2級の技術検定で第4種から第6種に該当するものに合格した者	・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・運転に必要な一般的事項に関する知識 ・関係法令 ・走行の操作
2	大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許を有する者	・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・走行の操作
3	大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有し、かつ、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械、基礎工事用、解体用)運転特別教育又は不整地運搬車特別教育修了後、その運転の業務に3ヵ月以上従事した経験を有する者	
4	不整地運搬車運転技能講習を修了した者	
5	車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者	*技能講習規程を上廻る上記講習時間で開催します

資格証の写しを添付
○建設機械施工管理技術検定合格証　○自動車免許証　　○特別教育修了証　　○技能講習修了証